

大田区都市計画審議会（第141回）

目 的	1 東京都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）について																		
日 時	平成20年12月19日 開会 2時00分 閉会 3時00分																		
場 所	大田区役所本庁舎 2階 201、202、203会議室																		
委 員	<table border="0"> <tr> <td>谷口汎邦</td> <td>池添 皞</td> <td>志水英樹</td> </tr> <tr> <td>欠 中井検裕</td> <td>小篠映子</td> <td>小林みどり</td> </tr> <tr> <td>欠 湯本良太郎</td> <td>河津章夫</td> <td>富田俊一</td> </tr> <tr> <td>勝亦 聡</td> <td>岸田 正</td> <td>大竹辰治</td> </tr> <tr> <td>樋口幸雄</td> <td>遠藤孝一</td> <td>欠 水野貴司</td> </tr> <tr> <td>馬場雄一郎</td> <td>荻原光司</td> <td>欠 橘内肇</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">印出席者</p>	谷口汎邦	池添 皞	志水英樹	欠 中井検裕	小篠映子	小林みどり	欠 湯本良太郎	河津章夫	富田俊一	勝亦 聡	岸田 正	大竹辰治	樋口幸雄	遠藤孝一	欠 水野貴司	馬場雄一郎	荻原光司	欠 橘内肇
谷口汎邦	池添 皞	志水英樹																	
欠 中井検裕	小篠映子	小林みどり																	
欠 湯本良太郎	河津章夫	富田俊一																	
勝亦 聡	岸田 正	大竹辰治																	
樋口幸雄	遠藤孝一	欠 水野貴司																	
馬場雄一郎	荻原光司	欠 橘内肇																	
出 席 幹 事	<p>副区長（秋山） まちづくり推進部長（佐藤） 再開発担当部長（藤田） まちづくり課長（川野） 都市計画担当課長（菅） 経営管理部行政経営担当課長（荒井）</p>																		

傍聴者 1名

議 事	件 名	第一号議案 東京都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）について																																															
	概 要																																																
<p><u>議決事項</u> 第一号議案 東京都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）については、諮問のとおり定めることが適当である。</p>																																																	
<p>その他</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">提出資料</td> <td style="width: 15%;">第一号議案</td> <td style="width: 20%;">事前資料 1</td> <td style="width: 20%;">計画書</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事前資料 2</td> <td>総括図</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事前資料 3</td> <td>計画図</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事前資料 4</td> <td>説明資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第一号議案</td> <td colspan="3">諮問文</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3">意見照会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>報告資料</td> <td>報告資料 1</td> <td>答申文</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>報告資料 2</td> <td>都知事回答文</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>報告資料 3</td> <td>都意見照会回答文</td> <td></td> </tr> </table>					提出資料	第一号議案	事前資料 1	計画書				事前資料 2	総括図				事前資料 3	計画図				事前資料 4	説明資料			第一号議案	諮問文					意見照会				報告資料	報告資料 1	答申文				報告資料 2	都知事回答文				報告資料 3	都意見照会回答文	
提出資料	第一号議案	事前資料 1	計画書																																														
		事前資料 2	総括図																																														
		事前資料 3	計画図																																														
		事前資料 4	説明資料																																														
	第一号議案	諮問文																																															
		意見照会																																															
	報告資料	報告資料 1	答申文																																														
		報告資料 2	都知事回答文																																														
		報告資料 3	都意見照会回答文																																														

菅 幹 事 それでは、2時になりましたので、開会させていただきたいと思
います。

今日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、都市計画担当課長の菅で
ございます。よろしくお願いいたします。

都市計画審議会の議事録の署名についてでございますけれども、
会長と、輪番でほか1名の委員に署名をいただいております。本日
の審議会につきましては、富田委員にお願いしたいと思います。議
事録の原稿が整い次第、ご連絡申し上げますので、よろしくお願い
申し上げます。

それでは、本日の出席の幹事を紹介させていただきます。

秋山光明副区長でございます。

秋 山 幹 事 よろしくどうぞ。

菅 幹 事 佐藤喜美男まちづくり推進部長でございます。

佐 藤 幹 事 よろしく申し上げます。

菅 幹 事 藤田正人まちづくり推進部再開発担当部長、住宅課長事務取扱
でございます。

藤 田 幹 事 よろしく申し上げます。

菅 幹 事 川野正博まちづくり推進部参事、まちづくり課長事務取扱で
ございます。

川 野 幹 事 よろしくをお願いいたします。

菅 幹 事 それから、私は大田西地域行政センターまちなみ整備課長、ま
ちづくり推進部都市計画担当課長でございます。

それから、荒井昭二経営管理部行政経営担当課長でございます。

荒 井 幹 事 よろしく申し上げます。

菅 幹 事 幹事は以上でございます。

本日の委員の出席状況でございますけれども、14名ご出席をいただ
いております。現在4名の欠席になっております。

定足数を満たしております。

本日の傍聴申込者数は1名です。

では、会長、開会方よろしくお願いいたします。

谷 口 会 長 それでは、傍聴者の入室を許可いたしたいと思います。

ただいまより第141回大田区都市計画審議会を開会いたします。

議案に入ります前に、前回10月17日第140回大田区都市計画審議会
会で答申いたしました「東京都市計画ごみ処理場の変更について」
につきまして、事務局より答申後の経過を報告したいと申し出がござ
いました。当審議会としても非常に関心のあるところでございます
ので、報告を認めたいと思います。報告をお願い申し上げます。

なお、その報告後に恐らく重要なことでございますので、御意見
等々ございますと思いますが、まず本日の議題を優先して、もしご
ざいましたら、その後でご意見等を承る機会を持ちたいというふう
に考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

谷 口 会 長 それでは、報告をお願いいたします。

菅 幹 事 私の方から10月17日に開催されました前回の第140回大田区都市
計画審議会につきまして、経過報告をさせていただきます。

今回の報告に当たりまして、事前に関係資料を送付してございま
すが、改めて本日、同一の資料を机上に配付させていただいており
ます。右上に報告資料1から3と記載された左綴じで4枚ございま
す。ございますでしょうか。

前回の140回大田区都市計画審議会では、東京都が実施しており
ますスーパーエコタウン事業のうち、稼働中の産業廃棄物資源化施
設の拡張について、東京都より意見照会を受けてご審議をいただき
ました。

その審議の中で、いろいろなご意見をちょうだいした結果、「適
切でない」旨の答申を、平成20年10月17日付でいただいたところで
ございます。

その答申文の写しですが、「報告資料1」でございます。その後
都市計画審議会でごちょうだいした答申を踏まえまして、大田区から
東京都への回答に都市計画審議会でのご意見を都市計画の視点から
三つに集約し、平成20年10月31日付で東京都へ回答いたしました。
その回答文の写しが「報告資料2」でございます。

読み上げますと、「第140回大田区都市計画審議会に諮問したと

ころ、適切でない旨の答申がありました。つきましては、本件に係る当審議会の答申を踏まえて、以下のとおり回答します。」として、「記」という形で「当区としましては、スーパーエコタウン事業の重要性及び必要性は十分認識しており、以下に掲げる当該審議会の意見を十分に留意し、東京都において真摯に対応することであるなら、本事業の推進について拒むものではありません。

1、東京都はスーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査を実施し、その調査結果を速やかに公表されたい。

2、東京都は、これまでの意見照会に対する本区の回答に付した意見を真摯に受けとめ、適切に対応されたい。

3、東京都は、本区に集中する産業廃棄物処理施設の配置について、地域住民の意向を考慮し、対応されたい。」となっています。

以上の内容で大田区長から東京都知事の方に回答いたしました。これに対して東京都より、平成20年11月17日付けで回答がありました。

その写しが「報告資料3」でございます。ここで注目すべき点は、1番の回答です。従前より当都市計画審議会の委員の皆様、並びに大田区が強く東京都に対して申し入れをしてまいりました、「スーパーエコタウン事業全体での環境影響調査の実施」に関しまして、「都は全ての施設が稼働する時点で、スーパーエコタウン事業全体に係る環境影響の調査を実施する」との見解が示されました。

今後、大田区としましては、東京都の見解を踏まえつつ、未だ全施設が稼働する状況に至っていないことから、スーパーエコタウン事業の進捗状況を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

また、あわせまして、現在、稼働中の施設におきましても、東京都と連携を図りながら、施設周辺の環境影響について、注視してまいりたいと考えております。

以上で、私からの前回の計画審議会の経過報告とさせていただきます。

谷口会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入りたいと思います。

大田区長より大田区都市計画審議会会長あてに、平成20年11月7

日付で、第一号議案「東京都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）について」が諮問されましたので、これを議案といたします。

諮問文の朗読をお願いいたします。

菅 幹 事 諮問文を朗読させていただきます。お手元に配付をさせていただいております諮問文をご覧になりながら、お聞きいただきたいと思います。

第一号議案につきましては、「東京都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、平成20年9月19日付、20都市基交第352号により東京都知事から意見照会があったもので、大田区長より諮問する。」

以上でございます。

谷 口 会 長 では、この案を上程いたします。幹事より議案の説明をお願いいたします。

菅 幹 事 それでは、議案の説明をさせていただきます。その前に、配布資料をご確認願います。

事前資料1「計画書」でございます。A4判横2枚でございます。

事前資料2「総括図」でございます。今回決定しようとする施設の位置を図示したカラー刷りの図面、A3横の図面1枚でございます。

資料3「計画図」でございます。A4横の図面1枚でございます。

事前資料4「説明資料」でございます。A4縦1枚となっております。

その他に、東京都よりの意見照会の写し1枚となっております。

以上が事前資料の一式となっております。不足はございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、説明に入らせていただきます。恐れ入りますが、事前資料4、「説明資料」をご覧いただけますでしょうか。

初めに、「1 趣旨及び経緯」でございます。本案件につきましては、都営地下鉄「浅草線」の一部を都市計画変更しようとするも

のであります。

都営浅草線の概略につきましてご説明いたします。都営浅草線は、昭和32年に都市計画決定され、昭和35年から部分開業を重ねまして、昭和43年に押上駅から西馬込駅間の全線におきまして開業し、今日に至っております。

その後、車両の検査等を行う施設として、昭和44年に馬込車両工場が整備されました。このたび、東京都は新たな都営地下鉄大江戸線の開業に伴いまして、浅草線と大江戸線における施設の再編計画を検討した結果、施設の有効活用を図るとともに、効率的な車両整備を一体的に行うために、新たな車両工場を整備する方針となり、それに伴い、平成17年12月に馬込車両工場は廃止となっております。

本案件は、車両工場の廃止に伴い、廃線となりました引き込み線の軌道敷の部分について、都市計画変更しようとするものです。

なお、本案件は都市計画法第18条第1項の規定に基づき、東京都知事より大田区長へ意見照会があり、諮問したものでございます。

続きまして、「2 位置」でございます。事前資料2の「総括図」をご覧くださいと思います。

今回、都市計画変更しようとする箇所を示したものでございます。大変わかりにくい図面で恐縮ですが、本案件の位置は赤線で丸く囲まれた中の赤色で示された箇所で、大田区の北西部の国道1号線（第2京浜国道）に隣接して位置しております。

また、本計画地の周辺の土地利用の状況といたしましては、国道沿いには、商業及び事務所施設、また後背地には住宅が立地し、既成市街地を形成しております。

続きまして、今回都市計画決定をする内容を事前資料4の「3 都市計画の内容」にまとめてございます。

まず、都市計画を変更しようとする区域の所在でございますが、大田区西馬込一丁目及び西馬込二丁目各地内となっております。

事前資料3「計画図」をご覧くださいと思います。今回、都市計画を変更しようとする区域は、黄色で明示された軌道敷の

部分でありまして、廃止する延長は約100mとなっております。
都市計画施設の名称は「第1号線本線」でございます。

続きまして、事前資料1「計画書」をご覧いただきたいと思
います。1ページ目は、都営浅草線の線路部分に関する事項を、表
にまとめたものでございます。起点が大田区西馬込二丁目、終点
が墨田区押上一丁目となっております。全線の総延長は
約1万8,750mとなっております。

恐れ入りますけども、1枚資料をめぐっていただきまして、
2ページ目でございますが、上段の表は主要施設、いわゆる鉄道
の駅舎をまとめたものでございます。

また、下段の表は、今回、都市計画の変更をしようとする概要
についてまとめたものでございます。

なお、名称及び位置に関しましては、先ほどご説明申し上げた
とおりでございますが、変更事項欄には、本線からの引き込み線
について変更することから、「一部区域の変更」と記載してござ
います。

続きまして、以上の変更案に関する公告・縦覧でございますが、
11月21日付の区報及び区のホームページにお知らせ記事を、また
東京都のホームページには概略の資料を掲載し、11月28日から
12月12日までの2週間、東京都都市整備局及び大田区まちづくり
推進部にて縦覧を行いました。意見書の提出はございませんで
した。

以上で、本案件に関する説明を終わりとさせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

谷口会長 ありがとうございます。それでは、ご審議をお願いいたしたい
と思います。

まず、ご質問やご意見がございましたら、どうぞご自由にご発言
を。大竹先生。

大竹委員 何点か質問させていただきます。今回、馬込の車両工場跡地が
新たな開発計画ができるということで、それで、その跡地について
はいろいろ意見があるんですが、この線路部分ということなので、
お聞きしたいと思います。

この線路、車両工場跡地まで線路ありますよね。なぜこの一部だけ今回やられたのか。その残りの部分はどうなるのか、まずその点いかがでしょうか。

菅 幹 事 事前資料3でございますけども、この黄色いところが都市計画の網がかかっているところでございます。

今、委員のおっしゃるように、その先まで引き込み線はございますが、東京都の方に確認しましたところ、この黄色い線の部分については、本線の方に近い方が地下に入っておりますので、権利関係も含めまして想定がされる。そういうことから都市計画がされている。先の方については都市計画決定されていない、というふうな説明になっています。

全体的に、本来であればかけるのが順当ではないのかなと、こういうご意見もあると思いますが、その辺について東京都に確認したところ、経過がかなり経っていて不明だと、こういう回答になってございます。

大 竹 委 員 都市計画決定していないということ？、はっきり言うと。

菅 幹 事 黄色いところより先は、今、ご説明したとおり都市計画決定はしておりません。

なぜその引き込み線全体をしていないかということについては、時間が経っていて東京都もなかなか調べきれないと、こういうふうになっています。

中 村 幹 事 補 佐 東京都はその当時、都市計画決定する必要がなかった、と聞いています。

大 竹 委 員 なるほどね。なかなかこれはそのときの経過があるものだからね。それで、この変更後、この線というのは何になるんですか。

荒 井 幹 事 行政計画担当課長の荒井です。変更後につきましては、まだ東京都の方は未定というふうに聞いております。

大 竹 委 員 そうしますと、いろいろと想定されると思うんですよ。こういうところですから、例えば、道路ぐらいにしかないのかなという部分もあるし。あと、都市計画決定されていないその先の部分。都市計画決定されていないから、当然、この都市計画審議会が入ったりとかそういうことをする必要はないと思うが、その部分はどう

なっていくのか、見通し等はどうか。

荒井幹事 東京都の方でこちらについてどう活用するか、まだ私どもの方にお話がありません。先ほども言ったように、都市計画を廃止した部分、またその先の部分につきましても未定という形になっています。

大竹委員 大田区としての意向というのは、当然あると思うんですが大田区としては何にやってもらいたいのか、その部分はどうか。

荒井幹事 東京都の方の意向もまだはっきりしていない時点、またこちらの方は、現在、事業者が決定された、予定者として決定されたわけですけれども、まだ契約に及んでいません。ですので、私どもの方でも、こちらの方をどうするかということは考えていないということです。

大竹委員 今回の車両工場の廃止という機会ですから、大田区としての意見も持っていただきたいというふうに思っているんです、こういった場合に。東京都が何々やるから、それでじゃあ大田区お願いしませうではなくて、都の関係ではこの引き込み線なんて要らないわけで、当然こういう事態が起こるわけですから、やっぱり区として何らかの方針というのか、そういうのを持っていただきたい。そうしなければ、とにかく何でも東京都の意向待ちになってしまうという部分があるものだから、そこら辺はぜひ区としての対応方をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

岸田委員 今の件については、恐らく大田区は持っているんだろうと思うんだけど、今の時点では事業者が決定していないからはっきり言わなかったんだろうというふうに思うんですけれども。それでちょっとお聞きしたいのですが、この中でこれは廃止しますよね。そうした場合に、この事前資料4「1 趣旨及び経緯」の中で、新たな車両工場を既存の馬込車両基地内に整備する方針が決定されたということなんですが、今までこっちでやっていたのか、もう既に基地内で整備は現実にしているという状況なのか、ちょっとその辺教えていただけますか。

菅幹事 経過を申し上げますと、平成5年の3月に馬込車両工場と馬込検査場の一体化方針が決定して、平成16年3月に新馬込車両基地が

完成、平成16年5月に新馬込車両基地が稼働して、17年12月に現在の旧馬込車両工場は廃止をされている、とこういう経過でございます。

岸 田 委 員 そうすると、ここが廃止されても、車両工場は既に廃止されているから、今回の場合には都市計画の変更だけを行って、事実上撤去するという形でよろしいわけですね、そう理解して。

菅 幹 事 そのとおりでございます。

富 田 委 員 この黄色の廃止する部分ですけれども、現況はこれどうなっているんでしょうか。

菅 幹 事 更地だそうです。

富 田 委 員 更地ですか。更地で…。

中村幹事補佐 写真が撮ってありますので、ちょっと回覧しましょうか。

富 田 委 員 この写真を見ても、これ軌道敷が全然写っていないので、もう事実上ないんですよ。ないんでよくわからないんですけども、この黄色の部分の一部が、既にどこか民間に売却されているというようなことはないですよ。

菅 幹 事 一部売却はされているようです。

富 田 委 員 今回こういうことで都市計画決定の廃止をしたいという諮問が来ているわけですが、既にその廃止をする前に、マンション用地として売却をされているというふうに理解をいたしました。

東京都として、都市計画決定の網がかかっている場所について、外さないままで処分をしたということについては、これはどういう説明になるんですかね。要するに、問題はないんですか、これ。

谷村幹事補佐 事務局の方からちょっと説明させてもらいます。今、工事を始めているところについては、都市計画法第53条の許可申請を出して許可を受けて工事をやっております。廃止するまでは、都市計画法第53条の許可が必要ということで考えております。

富 田 委 員 都市計画法第53条ですね。ということで、そういう手続をすれば、都市計画の網がかかっている場所であっても、開発が可能なのかなというふうに理解をしたんですが、それにしても、東京都がそういう手続をするということについては、若干やっぱり違和感があるといえますか、そういう感じがいたします。

平成17年に既にこの軌道敷が廃止をされていたということを考えると、やはりもっと適切なタイミングで、このいわゆるマンションの業者に売却をする時点で、この都市計画決定の廃止の手続をするべきだったのではないのかなというふうに思っております、これは、民間といいますか、大田区でもそうでしょうけれども、都市計画決定されているところを、その都市計画決定と違うことに活用しようという、相当厳しいハードルがあるわけですね。

東京都の方は、そういう都市計画法第53条ということで、ぱっとやっちゃってしまっていた、ということについては、ちょっとご意見を申し上げたいなという思いでございます。

谷口会長 ほかに何か。どうぞ、岸田先生。

岸田委員 もう1点確認なんですけれども、これ変更されますと、軌道敷の部分が今、既に売却決定ですか、売却したんですか。

荒井幹事 先ほども説明がありましたけれども、国道寄りの方が売却されて、あとの部分につきましては、国道から1本目の道までのところが売却、元地権者の方に売却されていると。

その先につきましては、現在、交通局の方で所有しているという状態でございます。

岸田委員 要するに線路がひいてあった幅だけこういうふうにまだ一部残っているということでしょう。奥の方はもう既に売却済みですか。そうすると形状としては、余り利用しづらい形状ですね。その中で、さっき聞いたのかな？東京都としてこれをどういうふうに処分したいとか、何かどういうふうに計画しているとか、何かそんな情報はないんですか。

荒井幹事 ないです。

岸田委員 そうすると、かなり幅も狭いし、長方形の長い部分だから、かなり利用するについては制限がされるということですね。

荒井幹事 幅的には、広いところで14mくらいあるというふうに聞いていますけども、狭い部分もある。狭い部分はもっと狭いですけども。

谷口会長 よろしゅうございますでしょうか。ほかにご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷口会長 それでは、委員の皆様のご質問やご意見等が出尽くしたよう
でございますので、お諮りしたいと思いますが、よろしゅうございま
すでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 それでは、第一号議案については、諮問のとおり定めることが
適当である旨、答申いたしたいと思いますが、よろしゅうございま
すでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 では、ご異議がないようでございますので、第一号議案につい
ては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。
ありがとうございました。

それでは、先ほど前回の報告事項に関しましては、第一号議案が
終わりました後で、もしご意見がございましたら承るというように
お願いをしておりますので、前回の報告に関しましてのご意見がご
ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

河津委員 報告資料3の別紙の1、2、3とある部分の1番。

谷口会長 前回の報告の資料ですね。

河津委員 そうです。「スーパーエコタウンの事業全体にかかわる環境影
響の調査については、全施設が完成し、全ての事業活動が開始され
た時点で」となっているんだけど、その「開始された時点」とい
うのはいつ頃を予定されているのでしょうか。

菅幹事 現在、城南島三丁目は、6事業者が事業運営をしております。
あと2区画が残っています。二次募集をしたんですが、最終的には
決定はしなかった。三次募集をこれからかけるということは、東京
都から情報として伺っておりますが、現時点でどのくらいの時期に
かけるかというのは、今、明確にはなってございません。

河津委員 ちょっとおかしいなと思うことは、3のところ、「現在のと
ころ、スーパーエコタウン事業の新たな計画はありません。」と言
っておきながら、3度目の事業者の募集をするというのは矛盾して
いませんか。

菅幹事 城南島三丁目のあの地区のスーパーエコタウンについては、順
次、事業者が決まり、都市計画決定がされてくる、とこういう手続

になってございます。

城南島三丁目地区以外に、東京都として、新たなスーパーエコタウン事業地域として指定する、または決定すると、こういうことは現在のところ計画がございません、とこういう内容でございます。

河津委員　そうすると、三次の募集をするという行為、行動は、そのスーパーエコタウンとは関係ないというふうに読めばいいんですか。

菅幹事　城南島三丁目の8区画というんでしょうか、その中の2区画がまだ売れていませんので、その分について事業主を探して売却をして、産業廃棄物施設をつくと。その2施設が終わった段階で、東京都の方は1の調査を実施したいと、こういう内容でございます。

河津委員　最初に戻りますけれど、そうすると、全ての事業活動が開始された時点というのは、いつ頃というふうに予想されているんですか。

菅幹事　先ほども少し申し上げましたけれども、東京都の方から二次募集をして、結果的には決まらなかった。当然2区画余っていますので、いずれはするんですけれども、東京都はできるだけ早くやりたいという思いはあるようですが、三次募集して、立候補者がいるものかどうか、その辺も調査をしながら三次募集をかけていきたい。そういう面で、時期としては明確に今いつということは、情報として申し上げられないと、こういう状況になっております。

谷口会長　ほかに、どうぞ。岸田先生、どうぞ。

岸田委員　今、言われたことと関連するんですけど、先ほどの説明の中で、この1番について、都として実施すると答えたとき説明されたんですよね。ということは、今までは環境影響調査を実施するというふうにされていなかったんですか。その確認なんです。

菅幹事　今までは、このスーパーエコタウン地域を区画毎に都市計画決定をして、産業廃棄物の事業主が決まってきた。その中で、事業主がみずからの責任で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて環境影響の調査を行ってきたと。

ただし、ここの地域は工業専用地域ですので、本来であれば騒音、振動などの法律の基準はございません。しかし、そこに入った事業主が、みずからの責任で準工業地域と同じ基準値で、みずからが調査をして、これが公表されております。

しかし、今回、東京都の方が回答してきた中身は、全施設が稼働した段階で、東京都がみずからの責任において調査をして、速やかに公表をする。こういう回答になってございます。

岸 田 委 員 理屈はそうなんだろうけど、例えば、スーパーエコタウンという事業を東京都が計画して、その中で迷惑施設を大田区が、迷惑施設と言っていいのかわかりませんが、そういうものを受け入れるという決定をする中で、当然に東京都に対して、こういうことはやってほしいという希望は出していかなければいけないのではないかなと思うんです。工業専用地域だからやってもらわなくていいんだというのではなくて、やっぱりこういうものは東京都の責任において調査してもらおうという方向が、私は必要だろうというふうに思いますけれども、大田区としてどうお考えですか。

菅 幹 事 城南島三丁目地域ですと、今6施設が稼働していますけども、そのたびに当審議会に諮問をして、答申をいただいているわけです。その際、環境についての懸念、それから環境調査、こういうものについては実施するようにと、附帯意見をつけて了解をしてきているという経過です。それについて、なかなか東京都の方が腰を上げないできた結果として、前回の審議会の中で、先生方からご意見がいろいろ出て、適切でないというような答申をいただいたと。

それに基づいて、先ほどからご説明したように、3項目を前回の審議会の意見内容としてまとめた上で、東京都に大田区が回答をした。

それに対して、東京都知事の方から、今度は東京都の責任において、環境調査を実施をして公表しますと、こういう回答文になっているということでございます。

岸 田 委 員 都市計画審議会とか、大田区の立場はわかります。ですから、今後、そもそもこういう事業を受けるときに、やっぱり大田区の立場というものは、きちんと主張すべきだろうというふうに思います。

してきたんだろうというふうに思いますけれども、やっぱりやってもらうべきものはやってもらうと。附帯意見として出しているから、それでいいというわけではないだろうというふうに思うんです。やっぱりそれは継続して、引き続き強く主張していかなければいけ

ないんだろうというふうに思います。

2点目として、このスーパーエコタウン事業について、この前全員の方ではなかったんですけども、東京都の方が来て、この中を案内してくれると。それについてはどうなったんですか。

中村幹事補佐 今、季節も悪いので、温かくなってから4月くらいに、やろうかなと。東京都の方から一度ぜひ見に来てくれという話がございまして、来年度に、ちょっと温かくなってからでも、バスを仕立てて行くのかなというふうに考えております。

岸田委員 そうするとこの審議会委員のメンバーの任期っていつまでですか、まずは。4月くらいまでですよ。

中村幹事補佐 先生方は1年ですね。

岸田委員 なるべく今ここで審議している委員の皆さんが、スーパーエコタウンの中は実際どうなっているのか、中でどんな処理がされているのかという実態をきちっとわかっておくべきだろうし、東京都も説明したいというんですから、その辺は積極的に見に行くという意思を大田区として、この審議会として示すべきだろうというふうに思うんですけど、いかがですか。

私はだから行った方がいいと思うので、段取りしてもらいたいなと思います。

谷口会長 大竹先生、どうぞ。

大竹委員 今日都市整備委員会がありましたので、いろいろとこの問題が出て、その中でも言ったのですが、私、今回の東京都に対する回答、これがやっぱりこの審議会の本当にきちんとした意思を表明しているのかなと。やっぱりそういう面では本当に弱いのではないかと。

この審議会の中でも、東京都に対して強く申し入れるべきだという部分。結局、今日も言ったんだけど、「本事業の推進については拒むものではありません」という、これが入ってしまっているものだから、結局そういう面では、審議会は否決をしたけどもやってくださいというような、そういう内容になっているのではないかとというふうに思ってしまうわけです。

ですからそのことが一つあるということと、あと環境アセスの問

題。環境については、これ工業専用地域なんだけど、準工業地域の調査でやっているというお話ありましたよね。それで、結局この環境調査については、一つ一つの企業、環境アセス法（環境影響評価法）に基づくアセスについては、一つ一つの区域についてやるという、これが当初言われた。結局それも基準が本当に9,000㎡のところを8,990何㎡だとか、ぎりぎり環境アセスを通り抜けて、それで実際問題、6区画の中で1回も環境アセスをやられていない。はっきり言って。それで、準工業地域の環境調査がこれがやられている。やっぱりここは本当にそれでいいのかなというふうに思ってしまうわけですよ。

ここ残り2区画あるわけでしょう。この2区画についても、環境アセス、それこそすれすれで通り抜けていく。今回みたいに、例えば地域を二つに割りますと、後でその追加の部分をやれば、環境アセスなんか簡単に通り抜けることができるわけです。ですから、そういうことがないように、ぜひやっていただきたいというふうに思っているんですが、そこら辺どうなんですか。

佐藤幹事 2点お答えをさせていただきます。これは午前中の都市整備委員会でもお答えをさせていただいたところでございますけども、最初に、区長の答えの「本事業の推進について拒むものではありません」。ここのフレーズだけとればそうになっていますけども、その前に条件がついているわけです。「当該審議会の意見を十分に留意し、東京都において真摯に対応するということであるなら」という条件がついていますから、区長としては、この審議会の意見を、答申を十分尊重して回答させていただいたとこういうふうにおとりいただいたら、私はいいかないと思っています。

それから、二つ目の部分でございますけれども、環境影響評価につきましては、これまで当該事業者がやるというのが責務だ、義務であると、こういう形で東京都は答えてきました。

審議会の中でも、一つ一つの事業者がやったアセスについては、これは影響はないかもしれない。エコタウン全体としての影響評価をやれば、交通量だとか、いろんなところでやっぱり影響があるのではないか。こういうことで、エコタウン全体での影響評価をすべ

きだと、これが審議会でのご意見だと思います。

そういった意味では、東京都が今回、今まではそれぞれの事業者がやればよいというふうなお答えだったものを、全体が稼働した段階では、東京都が責任を持ってやりますと、公表しますとこういうことを申し上げていますから、私は東京都がそれだけ大田区の見意を入れたと、こんなふうを考えております。

大 竹 委 員 やっぱり私、午前中も言ったんだけど、腰砕けの姿勢だと、はっきり言って。例えば、大田区の議案やなんかが否決されれば、これはバツになるわけです。できないということになるわけね。そういうことを意味するんですよということを言いたいわけ。そういうことでは、バツを与えたということに対して、結局は丸の部分を含めて三角くらいで出しているのかなという、そういうイメージを持つわけです。これはそちらとの見解の相違であるという部分があるから、それはそういうことを私は感じています。

それと、あと環境アセスの問題については、私は本当にすれすれで環境アセス通ってきた、そういう今の状況を鑑みて、本来だったら100のところを99%で、すっとすり抜けてきた、環境アセスをやらなかったと、そういう状況でいいのかと、一つ一つが。

これからもまだ2区画あるわけです。その2区画だって、結局、環境アセスをやらなくて、すれすれでまた通り過ぎていくという可能性も持っているわけ。

そういう中で、いや実際その全体としてのをやりますよ。あるいは個々については、準工業地域のそういう基準でやっているんですよという、そういう姿勢でいいのかというふうに思ってしまうわけ。

ですから、今後そういう部分でもやはり残り2区画あるわけですから。本来だったら、今の時点でも、東京都が今の時点の全体の環境調査をやって、一定程度こういうことですよと示す、あるいは残り二つの区画については環境アセスをやると確約するだとかしないと、やっぱり準工業地域の環境調査というのは、余り法的規制というのはいわゆる法に基づいた環境アセスとは違うわけですから。そこら辺は本当にきちんとこれからでも強く

言っていただきたいというふうに思っています。

これは意見として言っておきますので、ぜひよろしく願います。

谷口会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。小篠先生。

小篠委員 審議会の意見は、都の方に一応お示しくださったようではありますが、結局は質問の方も回答の方もファジーで、実効性があるようには思えないんです。きちんと条件をつけてあるというけれども、はっきりした条件にどうもなっていないんじゃないかなという気がします。そういう前提があるんだからいいんじゃないかと言うけど、その前提について、もう少し具体性が本当はほしかったなと。

それから、東京都からの回答もそうなんですけれども、これ回答の2ページ目の別紙の1です。「環境影響の調査」と書いてありますが、具体的に何をどうやるのかということについては明確でない。

それから、その下の行に、「環境負荷低減措置」というふうにありますけれども、要するに、抽象的な言葉だけが踊っているのであって、もうちょっと具体的な回答を引き出すべきではないかと。

それから、3に、「今後新たに計画する場合は」と書いてあるんです。今後新たに計画する場合は、産業廃棄物処理施設の配置等についてもお示ししますよと。やっぱり前回に出ているように、何でも大田区の方に持ってくるということが問題になっているわけですから、具体的にそういう問題になる時点で、東京都の方の施設の配置状況はこうですよということも説明すべきではないか。何となく今後だとか、抽象的な言葉ばかりで終始している。その辺をもう少し具体化してもらおうような方向での質問が本当はなされるべきで、さらにこれについて、もう少し具体的な質問をしてもいいのではないかとこの感じがしております。

谷口会長 ありがとうございます。ほかにご感想、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷口会長 それで、これは前回の報告事項に関してのご意見を承ったとい

うことで、非常に大事な議論であったと、ご意見であったと思いますので、当然、本日の議事録に入れさせていただくわけがありません。

岸 田 委 員 現場、ちゃんと視察に行きましょうね。現場の視察。

谷 口 会 長 はい。そういうことも含めた議事録として、私と富田先生で確認をしてサインをいたしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

河 津 委 員 うちの区長から都知事にあてた「ごみ処理場の変更について」ということの中で、「審議会の意見を十分に留意し、東京都において真摯に対応するということであるなら、拒むものではありません。」というが、我々は本当に東京都がどうやっているか、現場がどうなっているかということ、そう四六時中見ているわけにはいかないし、見る機会もなかなか薄い。よって、そういうことに関する監視体制というのは、大田区行政がやはり責任を持ってやっていただかないとならないと思えますので、拒むものではないというふうに文章ではなっていますが、それを担保するための行為、行動を大田区行政がしっかりととっていただきたい。そのことをお願いしたいと思えます。

谷 口 会 長 ただいまのご意見も含めて議事録にさせていただきたいと思っております。

それでは、ありがとうございました。報告事項に入らせていただきたいと思えますが、本年の最後の会となりますので、副区長からご挨拶をいただきたいと思えます。引き続き、事務局より報告事項がございますので、幹事の方をお願いいたします。

どうぞ、副区長。

秋 山 幹 事 本日は本当にどうもありがとうございました。都市計画審議会1年間いろいろとお世話になりました。本当にありがとうございました。

審議会始まって以来の採決ということも今年はありまして、真摯に私どもも皆様のご意見を受けとめて、東京都としっかりと調整をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今年のご承知のように、サブプライムローンの問題を契機とした

金融危機ということで、非常に日本国じゅう、そして大田区も揺れに揺れました。おかげさまで議会でご承認いただいて、緊急対策も対応させていただきまし、これからもまたそういったことを十分視野に入れながら、我々も行政を進めてまいりたいというふうに思っています。

特に、都市計画審議会に関しましては、これからもいろいろな懸案事項が出てまいるだろうというふうに予想してございます。ひとつ真摯なご意見をいただきまして、私どももしっかりと受けとめ、そして行政運営をこれからも進めてまいりたいというふうに思っています。どうかよろしく願います。

年の瀬も押し迫ってまいりました。今年はちょっと年末年始長いお休みがとれるということでございますので、しっかり英気を養っていただいて、また今度、次回は4月ということになってしまいますけれども、またお会いできますことをお待ちしております。どうかお元気でお過ごしくださいませ。

どうもありがとうございました。

谷口会長
菅幹事

ありがとうございました。

それでは、次回の審議会の日程についてご案内申し上げます。日時ですが、4月17日金曜日、午後2時、場所は本庁舎201から203会議室、ここでございます。

環状8号線の都市計画変更について、他の案件を含めてご審議いただく予定でございます。

以上でございます。

谷口会長

それでは、本日は大変年末のお忙しい中をご出席賜り、ご指示、ご指導いただきましたことを大変ありがたく存じております。

今年はインフルエンザ等々が流行の兆しでございます、それぞれ健康にはご留意いただきながら、来年よきお年をお迎えになりますことをお祈り申し上げたいと思います。

また、事務局にはお手数がかかることが多いと思いますが、大田区の発展のために、今後ともよろしく願います。

では、第141回の都市計画審議会を閉会いたします。ありがとう

ございました。

午後 3 時00分閉会